秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第８条第２項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和８年10月26日

秋田市長　沼　谷　　純

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名　称　第一リース株式会社

代表取締役　向　島　　亨

住　所　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名　称　秋田八橋複合店舗

所在地　秋田市八橋大畑一丁目107他９筆

(3) 変更した事項

ア　大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前　第一リース株式会社

代表取締役　向　島　　亨

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

変更後　第一リース株式会社

代表取締役　向　島　　亨

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア　令和８年２月24日

イ　令和８年４月１日

(5) 変更理由

ア　設置者の住所変更のため

イ　代表者の氏名変更のため

２　届出年月日

令和８年10月９日

３　関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和８年10月26日から令和９年２月26日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに令和８年12月29日から令和９年１月３日まで（休日を除く。）を除く、午前８時30分から午後５時15分まで

４　意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

５　意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由